

妙高市スポーツ大会参加選手激励金交付要綱

平成10年3月31日訓令第30号

(目的)

第1条 この要綱は、国際又は全国規模のスポーツ大会に参加する選手に、予算の範囲内において激励金を交付することにより、市民のスポーツ振興及び競技力の向上を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 この要綱に定める交付対象者は、次の要件をすべて満たす選手とする。

- (1) 県若しくは北信越ブロック等の予選会を経て、又は国若しくは県の各競技団体等の推薦を受けて、別表に掲げる規模の大会に参加する者
- (2) 市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者

(交付区分及び交付額)

第3条 この要綱に定める激励金の交付区分と交付額は、別表に定めるとおりとし、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会を除き、同一年度において一選手につき3回の交付を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 交付対象者のうち、妙高市立学校対外大会遠征費等補助金交付要綱（平成19年妙高市訓令第78号）に規定する補助金が支給される選手には交付しない。

(交付申請)

第4条 激励金の交付を受けようとする選手は、交付対象となる大会に出場が決定した日から大会開催日の前日までに（以下「指定期日」という。）、スポーツ大会参加選手激励金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、指定期日までに申請が困難と市長が認めた場合は、別途指定する日までに申請するものとする。

(出場報告)

第5条 激励金の交付を受けた選手は、出場した大会終了後速やかにスポーツ大会出場報告書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

第6条 交付対象者が児童又は生徒の場合は、前2条の提出については、当該保護者が行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表（第2条、第3条関係）

交付区分	交付額
全国大会又はこれと同規模の大会	1人につき1万円
国際競技大会（オリンピック・パラリンピック競技大会を除く）	国内において開催される場合 1人につき2万円 国外において開催される場合 1人につき3万円
オリンピック・パラリンピック競技大会	1人につき10万円

備考 この表において「全国大会又はこれと同規模の大会」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会に加盟する団体が主催する大会
- (2) 文部科学省所管公益法人に加盟する競技スポーツ振興団体が主催する大会
- (3) 認定特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本が主催する大会